

石川海区漁場計画の変更（素案）

【変更内容】

新たに区第57号及び定第55号を追加する。

（1）漁業権に関する事項

①共同漁業権

※令和5年3月24日付けで公示した内容と変更ないため省略する。

②区画漁業権

※以下を除く区画漁業権については令和5年3月24日付けで公示した内容と変更ないため省略する。

【追加】

座標は世界測地系を示す。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	類似漁業権又は 新規漁業権の別	現免許番号
区第57号	七尾市松百町 地先	次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクとの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度04分06秒7、東経136度57分02秒3の点 イ 北緯37度04分07秒4、東経136度56分35秒8の点 ウ 北緯37度04分13秒2、東経136度56分22秒2の点 エ 北緯37度04分16秒5、東経136度56分18秒8の点 オ 北緯37度04分20秒8、東経136度56分20秒5の点 カ 北緯37度04分13秒6、東経136度56分59秒9の点 キ 北緯37度04分16秒8、東経136度57分13秒2の点 ク 北緯37度04分11秒2、東経136度57分17秒1の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	新規漁業権	—

③定置漁業権

※以下を除く定置漁業権については令和5年3月24日付けで公示した内容と変更ないため省略する。

【追加】

座標は世界測地系を示す。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	類似漁業権又は 新規漁業権の別	現免許番号
定第55号	鳳珠郡能登町 字布浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度21分37秒0、東経137度15分50秒5の点 イ 北緯37度22分05秒5、東経137度16分10秒0の点 ウ 北緯37度21分46秒4、東経137度16分34秒9の点 エ 北緯37度21分30秒3、東経137度16分04秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	新規漁業権	—

(2) 保全沿岸漁場に関する事項

※令和5年3月24日付けで公示した内容と変更ないため省略する。